

ポイント1 学生納付特例制度はどんな制度？

● 学生のために、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

所得の少ない学生の方が、国民年金保険料の納付を先送り(猶予)できる制度です。保険料を納められないときはそのままにせず、学生納付特例を申請しましょう。

◎学生納付特例制度のメリット

- ・病気やけがで障害が残ったときも障害基礎年金を受け取ることができます。
例) 在学中のスポーツのけが、病気や事故に備えられます。
- ・年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されます。

● 対象になる方

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在学する学生等で、ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

＜所得のめやす＞ 118万円 + 扶養親族等の数 × 38万円 で計算した額以下である場合

ポイント2 学生納付特例期間の年金はどうなるの？

● 将来受け取る年金の受給資格期間には算入されますが、年金額には反映されません

「納付」と「学生納付特例」と「未納」はこのように違います

	老齢基礎年金		障害基礎年金 ^(注1) 遺族基礎年金
	受給資格期間への算入	年金額への反映	受給資格期間への算入
納付	○	○	○
学生納付特例	○	✗ (注2)	○
未納	✗	✗	✗

(注1) 障害基礎年金および遺族基礎年金を受け取るために一定の要件があります。

(注2) 保険料を10年以内に納付(追納)すると年金額に反映されます。